



Title	祭壇民(Cesuales)における「自由」の諸相：中世ドイツ社会史管見
Author(s)	木村, 豊
Citation	北海道大學文學部紀要, 19(3), 49-69
Issue Date	1971-03-30
Doc URL	<a href="http://hdl.handle.net/2115/33360">http://hdl.handle.net/2115/33360</a>
Type	bulletin (article)
File Information	19(3)_PL49-69.pdf



[Instructions for use](#)

祭壇民(censuales)における

「自由」の諸相

——中世ドイツ社会史管見——

木 村 豊

## 祭壇民(censuales)における 「自由」の諸相

——中世ドイツ社会史管見——

木 村 豊

### I 問題の所在

フランスの卓越した中世史家 M. ブロックは曾て、農奴身分 *ser-vage* の定義に関連して、「半自由人 (*demi-libre*) という伝統的な用語を、「原典の中に何らの典拠をもたない造語であるこの闖入者」と極めつけ、「この語が言語に与えた誤った厳密さは……自由 *liberté* と隷属 *servitude* との境界にかんする真に該博な一切の研究を無用のものにしたかに見える」と論断した。<sup>1)</sup> たしかに、「身分社会」の色濃い西欧中世の封建社会にあっては、人格上の自由 *Freiheit* と隷属 (非自由) *Knechtschaft (Unfreiheit)* の二大別は、法的見地から人間を篩い分ける普遍的な基準であった。<sup>2)</sup> さしあたり考察の時期を中世盛期 (10~13世紀) に限っても、*libertas (liberty)* と *servitus (servitude)* とは、諸個人が社会に占める地位とその属する集団の性格とを指示する基本的な相関概念であった。<sup>3)</sup>

この両者がとくに鋭く対置されたのは9, 10世紀であり、その劈頭にカール大帝の一勅令が「モハヤ自由人ト非自由人 (= 奴僕) 以外ニハイナイ (*non est amplius nisi liber et servus*)」旨を強調したのは、<sup>4)</sup> 象徴的と言ってよい。しかし王権の判断や志向とは独立に、当

時の社会の出生身分体系の中にも被解放奴隷をはじめ各種の中間諸階層が紛れもなく存在したことが、さらにカロリング帝政の崩壊のあと東フランク王国を経てドイツ王国の段階に及んでも一向に消滅せず、多様な地方的偏差をふくみながらそれぞれに個性的な集団として多彩な機能を営みつづけたことは、法身分史研究の成果に照らして確実であろう。<sup>5)</sup>問題はひとえに、これら中間諸階層の成員を「半自由人」と呼ぶことの史的根拠如何である。

やがてブロックの高弟 Ph. ドランジェは、10～13世紀のバイエルン Bayern の農村諸階層にかんする画期的名著でこの問題にも触れた。<sup>6)</sup>彼が探り当てた史料は、自由人とも非自由人ともつかぬ一群の中間層の成員を文字通り <semiliber (半自由人)> と指称したり、その法的地位を <aliquantula libertas (微自由身分)> と規定している。小稿の主題を成す <censuales> の地位も、<servitus et libertas (非自由兼自由身分)> と端的に表現されている。かくてドランジェは、かような折衷的称呼には「自由身分の断片を具有する人々」を独自の中間グループとして認める当時の社会通念や法意識が反映していると考え、「半自由人」という用語の復権を唱えた。その後フランス史学界でも、少なくとも中世ドイツ史の分野では、再び「半自由人」 demi-libres ないし制限的自由 liberté restreinte という範疇を認め、問題の <censuales> をもそれにふくめて理解しているようである。<sup>7)</sup>

ひるがえってドイツ史学界にとっては、半自由人 Halbfreie または制限的自由人 Minderfreie という概念装置を操るのは、19世紀以来のお家芸と言ってよい。<sup>8)</sup>しかしその反面、この便利な整序概念—deus ex machina!—の濫用から、具体的な史実の究明が却って等閑に付された面も無いではない。ここで取上げる <censuales> にしても、これを「半自由人」の一種と片づけるだけでは十分でない。総じて従来<sup>ケニン</sup>の学説には、ドイツ社会史上の censuales の役割を低く評価する傾向が強い。フランク時代の従属民 Hörige の単なる継続と見たり<sup>9)</sup> 社会的序列だけでなくその歴史的意義においても家人 ministeriales,

Dienstmannen に比べて取るに足らぬ軽輩と断じたり<sup>10)</sup>、たかだか領主制の枠内に形成された、領民中の特権分子、と見るのが通例であった<sup>11)</sup>。その間にあって、独自の視角からアプローチを試みたのがA. ドーブシュの『領主制と農民』であり<sup>12)</sup>、そこで彼は東南ドイツにおける *censuales* の種々相を描き、とくに非自由人の諸集団を発展の起点に据える彼一流の社会的上昇論を展開した。しかし、バイエルンという空間的限定の上で本格的な *censuales* 論を提示しえたのは、前記の異邦人ドラングェであり<sup>13)</sup>、次いで、Ch.-Ed. ペランが独仏「農奴制」の比較史的考察の中で、*censuales* にも言及した<sup>14)</sup>。そのいずれも、曾て椽川一朗、井上泰男両氏がフランス・ベルギー史学界の動向を紹介したさい、軽く触れられたにとどまる<sup>15)</sup>。もとより両氏による紹介が我が国の西洋中世史研究に裨益したところは大きく、この最良の道標を得てドイツ史畑の私なども、ラインの彼方の研究成果を折あって啄むようになった。だが、中世ドイツ史にかんするフランス・ベルギー史学界の所論を異議なく受容れるか、あるいは論理の齎合性だけに照らして検証するのに専らで、その当否を原史料に遡って再吟味する努力を怠ったのは、我が国のドイツ史専攻者の責任とも言えよう。そこで小稿は、ドラングェおよびペランの *censuales* 論の主要な問題点を、<sup>16)</sup> 現在私が利用できる若干の史料に即して検討することを課題とする。さらに限定して言えば、*censuales* の階層がどの時期にどのような態様と意義において「半自由人」——領主制の枠内での「自由人」——と観念されたかを中心に、さしあたり静態的考察を施すことにする。より広い史料的基础の上にその形成から没落までの全過程を跡づける作業は、改めて別稿に期したい。

## II 「祭壇民」階層の成立と発展

初めに定義を兼ねて若干の予備的説明を施しておこう。

<sup>17)</sup> 祭壇民 *censuales*, *Zensualen* (より適切には *Altarhörige*) とは、<sup>18)</sup>

次のような特色を具えた、「自由」身分の教会被護民 *protégés d'église*, *Schutzhörige der Kirche* であり、国制上の (完全) 自由人とは区別される：

イ) 系譜上は、カロリング時代の解放奴隸 *manumissi*, より厳密には教会解放奴隸 *tabularii*, につながる。但し、*tabularii* とは異なり、非自由人からの上昇分子だけでなく、出生身分上の自由人 *liberi, ingenui, nobiles* からの下降分子も流入し、混融している。前者は、a) 世俗領主から解放一寄進された者、b) 当該教会領で解放された者、および、c) すでに祭壇民となった者の子孫、であり、後者は主として下級自由人、とくに婦女子をふくめて封建制の主従関係に入りえない微力な存在、が托身 *commendatio*, *Autotradition* によって教会の庇護下に入った者、である。

ロ) 奴隸ないし奴僕 *servi* と同じ意味で母系制世襲身分であるかどうかは、争われている。

ハ) 9世紀以降ライン地方に現われ、ヴェストファーレンから北西ドイツにかけて普及し、南ドイツへの浸透は遅れたが、10世紀末以降バイエルンで異例の発展をとげ、13世紀末まで存続。他にロレーヌ、エノー、フランドル各地方にも *mundiliones, mundiales, sanctuarii* などの称呼で存在。

ニ) 男は成人、女は成婚を境に、比較的低廉な定額人頭税を年1回納付する。額は初めは区々だが、時が経つにつれて地方毎に特定の標準額に収斂する傾向がある。

\* \* \* \*

### 1) 統一的な「祭壇民法」の成立

前述のように、祭壇民の階層は、系譜を異にする二つの源泉をもち、非自由人=奴僕からの上昇分子と (完全) 自由人からの下降分子をふくんでいた。そこから、この両分子が等しく *censuales* と呼ばれていてもその処遇の上で同格ではありえなかったのではないか、との疑問が生じかねない。だが、すでに触れた人頭税納付をはじめ祭壇民の基本

的な権利・義務の点で、両者がそと出自の故に実質的な差別を受けていたとは認めがたい。もちろん、社会経済史的な視角から見れば、祭壇民階層の内部は決して等質的ではなく、貧富の格差はかなり著しかった。バイエルン地方の人頭税標準額5デナリ(denrai)——仔豚1頭の平均時価にほぼ相当——さえ満足には払えぬ連中から、<sup>19)</sup> 自有地 *alodium*, *Allod* と領主から借受けた保有地を兼営したり、数ヶ町村に有する土地や奴婢を教会に寄進できるほど裕福な者まで、<sup>20)</sup> 無限の濃淡がありえた。さらに職業別では、荘司 *villicus* をはじめ各種の領官、「第一次産業」に従事する農・牧・漁夫、領主直営機構から自立化しつつある手工業者、など多岐に亘っていた。しかし成員たちの出自・職能の相違や経済力の格差は、祭壇民の統一的な法身分 *condicio* の形成<sup>21)</sup> と、客観的な秩序としての「祭壇民の法」*lex censualium, ius censuale* の成立とを、妨げるものではなかった。ここに言う「祭壇民の法」<sup>22)</sup> とは、一般的な「領民(家衆)法」*lex familiae* の枠内で祭壇民に固有な地位・身分や権利・義務を律する特殊慣習法の総体であり、同じく領民たる家人人にとっての「家人法」*Dienstrecht* に対応する意義を有する。

## 2) 祭壇民身分の特異性

祭壇民の身分法上の特色は、自由と服属との、ときには自由と隷属(非自由)との、独特な混成的性格にある。彼らが領主に——理念上は当該教会の保護聖人に——<sup>23)</sup> 納める人頭税は、奴僕的義務を排除するという意味で「自由」のしるしであると同時に、それが彼らに保証される保護の対価と考えられるかぎり、身柄の自由と両立する範囲内での、領主に対する人身的「服属」のしるしでもあった。祭壇民の在り方のかような二重性ないし双面性は、当時の人々もすでに意識していた。1135年、在 *Regensburg* の聖エメラム(*St. Emmeram*) 修道院の院長が、世俗領主の手から奪い返した祭壇民について、*… priscae servituti et libertati restitui*, (元ノ非自由兼自由身分ニ戻シ……)<sup>25)</sup> と記録させたのは、彼らが農村社会で占める中間層的地位を少しでも

正確に表現しようとする苦心の所産であった。

とは云え、10～13世紀を通じて祭壇民の中には自由人もいれば非自由人もいた、とする見解は、俗流的・折衷的であるだけでなく、時代の推移に伴う変化の諸相を動態的に促えようとする視点に欠ける、と言わざるを得ない。西部ドイツと同様、東南ドイツにおいても、祭壇民の身分的自由 *libertas* は原初的且つ原則的には確立していた、と認めて大過ない。

バイエルン地方における祭壇民の初例は、10世紀前半にまで遡及できよう。初見史料のひとつ、Trad. Fr. II, Nr. 1154 (937-57) には、〈censuales〉の称呼こそまだ見えないが、世俗領主が3人の非自由女 *ancillae* を同院に寄進した上、「自由女 *liberae* トシテ解放シ、奴僕身分(奴僕的義務) *servitus* ノ一切ノ桎梏カラ解放キ放ツタ」旨を明記しており、すでに九分通りの実容を具えている。Nr. 1315 c (955-77) に及んで初めて〈censuales〉の称呼が現われ、10世紀後半には祭壇民階層への非自由奴僕の寄進一解放が相次いで行なわれた。巨視的に見てその後11世紀末ごろまでは——部分的には遙かに後までも一寄進帳を中心とする史料は、祭壇民が〈*libertas*〉を引続き享有していることを的確に証言している。祭壇民は、「一切ノ奴僕的条件カラ自由ナ身トシテ」<sup>28)</sup>、「何処ニオイテモ自由女トシテ」<sup>29)</sup>、「イツマデモ自由人デアル」<sup>30)</sup>と規定され、その納付する人頭税は「自由のしるし」*signum libertatis* と評価され<sup>31)</sup>、その法的地位は奴僕身分に鋭く対置された<sup>32)</sup>。もとより、慣用文言が謳う〈*libertas*〉が、国制上の観点から見た独立権力者の「完全自由」*Vollfreiheit* ではなく、領主制 *Herrschaft*, *seigneurie* の枠内で承認された相対的な、そして〈*servitus*〉の否定概念としての消極的な、自由にとどまり、国制の次元から見直せばその実質において制限的(不完全)自由 *Minderfreiheit* に他ならぬことは<sup>33)</sup>、多言を要しない。

ところで、この「自由」の可視的な標識は、祭壇民が義務づけられている特殊な定額人頭税 *census*, *tributum* であった。元来、特定教



会の保護聖人と祭壇民個人との間柄は、人格的な保護 *patrocinium* とそれに対応する服属 *subiectio* との関係であり、従って祭壇民が納付する〈*census*〉も、保有地用益の反対給付と理解される「地代」ではなく、彼が享有する（他の領民や荘属農に比べて）別格的な「保護」の対価、および人身的服属のしるし、という二重の意義を帯びた対人的賦課租であった。一般に、人頭税 *capitagium* を非自由身分の、あるいは曾て非自由身分に属していたことの、標識と割り切る説が古くから根強いが<sup>35)</sup>、祭壇民の場合には妥当しない。もとより、中世初・中期の被解放奴隷の集団が過去の隷属性のしるしに、また中世晩期の非自由人——いわゆる「農奴」*serfs* をもふくめて——が現在の隷属性の故に、人頭税を納付した事実を私は否定しない。しかし人頭税が必ずしも身分上の汚点とは限らず、少なくとも祭壇民が階層としての統一を保っていた11、12世紀に彼らの納付する人頭税が「自由」の標識でありえたことも、あらゆる証拠に照らして疑いを容れない。

この点での最も明確な証拠は、人頭税怠納にかんする制裁規定である。通例3～5年の猶予期間を経てなお未済の者は、奴僕身分 *servitus* ——あるいはいっそう狭く限定して——領主直當地専属の「給養奴僕」*prebendarii*、「日労奴僕」*servi cottidiani* の地位へ、転落するのが建前であった<sup>36)</sup>。心理的な効果を狙う威嚇の意味が強いこの規定が、実さいに発動された例は意外に少ないと言われるが、怠納によって失われる客体こそまさに祭壇民に固有な〈*libertas*〉に他ならない。この面から見ても、教会被護民たる祭壇民と、たんに「所有物」*proprietas* として教会に属するだけの非自由人とは、相容れぬ存在であった。

さらに祭壇民人頭税の特色として次の2点を追加したい。

イ) 納付日。年1回。特徴的にも他の賦課租、とりわけ土地賃租（最狭義の「地代」）とは明確に区別され、特定教会の保護聖人の祝日に限られる。<sup>37)</sup>

ロ) 納付先。概して11世紀末までは、祭壇民みずから出頭して件の祭壇の上に奉納し、教会側も保護領主——司教や修道院長——または

祭壇の管理を任務とする納室(宝蔵)係 *sacrista*(*custos*) がその受領を直々に確認した。

イ),ロ)ともに, *censuales* の身柄は祭壇に奉獻されているとの觀念に裏打ちされた慣行と言えよう。

### III 祭壇民の「自由」の諸相

前節では多少とも抽象的に祭壇民の「自由」を論じたが、それでは彼らにとって「自由」とは具体的に何を意味したのか? その種々相を探ってみたい。

1) 祭壇への直屬——その帰結として、フォークトの支配からの免屬

<sup>38)</sup>  
ペランによれば、祭壇民の基本的特質は、特定教会の保護聖人の「庇護」への服屬であり、彼らはその祭壇への直屬によって教会基本財産(*dos*)の構成分子と見做される。〈*homines ad altare pertinentes*〉、〈*sanctuarii*〉という別名は、この事実の端的な表現に他ならない。一般に南ドイツ系の寄進覚書はしばしば、保護聖人の祭壇に寄進された者はこの *patronus sanctus* 以外のいかなる主人(=領主)*dominus* にも奉仕の義務を負わない旨を、強調している。保護聖人に対するこのきびしい人格的服屬を、寄進覚書の作成者たちが、別格的な保護<sup>39)</sup> = 「自由」、と捉えていることは注目してよい。かかる者として祭壇民は、保護聖人の權威を擬制的に代行する司教や修道院長の、もしくは一般に教会財産の管理を司る納室(宝蔵)係の、保護に服した。かくて祭壇民は、「教会領と教会領民との法定代理人兼保護者」であるフォークト *advocatus, Vogt* の、「保護」に名を籍りたあの破滅的な支配から、少なくとも理論上は免れていた<sup>40)</sup>。この点で祭壇民は、在地の下級フォークトの支配に服するフォークト被護民 *homines advocatici, Vogtleute* から区別されていた(因みに、莊園庁に所属する地所を保有していないかぎり、莊園庁団体 *Hofverband* の成員で農事

裁判集会 **Bauding** に参集の義務ある荘属農 **coloni**, **Bauleute** とも、<sup>41)</sup> 区別された)。

以上がほぼペラン説の骨子であり、その明快な論旨に私も基本的には賛成したい。と同時に、この点では建前と実状とのずれがとくに著しいことをも念頭に置く必要がある。現にペラン自身も、祭壇への直属とフォクト支配からの自由を謳った **Metz** 司教の一証書 (1090) を掲げながら、この「方針」**programme** から逸脱した多くの実例を列挙しているほどである。<sup>42)</sup>

一例として、前述した人頭税の直納方式を取り上げよう。<sup>43)</sup> この直納制が堅持されているかぎり祭壇への直属性も保証されている、と考えてよい。だが、やがて祭壇民の増加はこの方式の不便さを露呈する。納付日の雑沓による聖務への支障、遠来の祭壇民が蒙る時間的損失、なども考慮されたであろう。かくて11世紀末ごろからは、祭壇民が所領管理機構の部局 **officium, Amt** 毎に配属され、以後〈**census**〉の納付は祭壇とは無縁な場所で、しかも納室係以外の役人 (たとえば財務係 **camerarius**) に対して行なわれるようになる。直納方式が残ったのは、本庁周辺の居住者か、逆に教会領の周縁部に位置して世俗領主による「領民化」の危険が大きく、「祭壇への直属」を故らに強調する必要のある者、に限られたであろう。さらに進んで、「納付はフォクトの手を経ることを要する」旨の規定が登場するに及んで、<sup>44)</sup> 祭壇民の特権は危くされた。けだしこの点で教会側がフォクトの介入を認めたのは、祭壇民の基本的属性の否定につながる措置だったから。

フォクトの触手は他の面にも伸びていた。11世紀前半にすでにパッサウ司教領の一部の祭壇民がフォクトの支配に服していたのを皮切りに、<sup>45)</sup> 一般には12, 13世紀ごろから、(裁判)貢租 **tributum**, 臨課金 **steura** などの名目でフォクトの収奪を受け始めた。<sup>46)</sup> 自有地を教会に寄進して還付を受けた場合も、往々フォクトの「保護」下に置かれた。<sup>47)</sup> 後で触れる「移住の自由」を領主が祭壇民に承認するときも、「フォクトノ庇護ノモトニ」との留保条件を付けている。<sup>48)</sup> このように見

てくると、*Altarhörigkeit* という祭壇民の本質規定そのものさえ一つの理念にとどまった事例が、意外に多いことが判る。逆に、13世紀に及んでなお祭壇民のフォークト支配からの免属を明記している史料は、異例と言ってよい。<sup>49)</sup>

## 2) 賦役の免除

この点でもペランやボーズルは、「一切の賦役の免除」という明快な裁断ふりで軌を一にしている。<sup>50)</sup> たしかに、寄進覚書・証書は、新たな祭壇民の受入れに当って、明示的には賦役に言及せず、人頭税だけを云々するのが常である。だが、このことは、人頭税が祭壇民にとって唯一の給付であったことを必ずしも意味しない。ペラン、ボーズルともに全く典拠を挙げていないので、私なりに推測すれば、おそらく次のような史料を踏まえての主張であろう。例えば、Trad. P. Nr. 119 (1038-45) : <…et ipse securus ab omni *servicio* ubicumque locorum sibi libitum esset sine contradictione omnium degeret, …> とあるのを、「…ソシテ彼自ラハ一切ノ賦役カラ免レ、ドコナリト好キナトコロデ、誰カラモ異議申立テヲ受ケズニ暮スモノトスル」とでも解したに違いない。しかし周知のように、<*servitium*>の原義は、<*servitus*>と同じく「奴僕(奴隸)的義務」、<sup>51)</sup> 「奴僕的地位・身分」であり、「賦役」はむしろ派生義にすぎない。そこで上の例と同様な「移住の自由」を承認している同時代同所領の他の覚書と、その文言を比べて見よう。例えば、Trad. P. Nr. 108 (1013-45)には、<…et ab omni *servitutis* iugo soluti ubicumque sibi placeat maneat et arbitrii sui consultui satisfaciant.>「…ソシテ奴僕的義務(奴僕身分)ノ一切ノ桎梏カラ解放サレ、ドコナリト好キナトコロニトマリ、且ツ自分ノ判断ノ命ズルトコロニ従ウベキモノトスル」、云々。この種の比較から、上例 Nr. 119の場合も *servitium* = *servitus* の意に解する方が文脈の上からより齊合的かと思われる。以上は、「一切の賦役の免除」という主張に私が反対する消極的論拠

である。

次に積極的論拠を挙げよう。「一切の賦役の免除」を裏づける史料が稀でその解釈にも疑義があるのに引替え、自由身分と両立しない〈opus servile(奴僕<sup>ヌボク</sup>的賦役=奴役<sup>ヌエキ</sup>, 賤役)〉からの解放を祭壇民の特典と謳っている史料は多く、しかも紛れがない。例えば, Trad. Fr. II, Nr. 1531 a (1135-37) には、もと非自由女(女奴) ancillaで解放—寄進された某女について、〈… et legati tributo videlicet 5 nummis per singulos annos solvendo ab omni servili opere est liberata〉(…ソシテ正規ノ賦課租 [=人頭税], スナワチ毎年 {denarius 貨} 5枚ヲ支払ウコトニヨツテ, 一切ノ奴役カラ解放サレタ) 云々。<sup>52)</sup> いわゆる「奴役」の概念の歴史的変遷については、ドランジエのみごとな分析があるので、これに依拠したい。彼によれば、「その給付が自由身分と両立しがたい下級の無償労役奉仕」たる〈opus servile〉とは、10~12世紀のバイエルンでは、イ) 日労奴僕<sup>53)</sup>の連日賦役、ロ) 保有奴僕<sup>53)</sup>の週3日賦役、ハ) 荘園庁内の女子作業場での織布賦役、の3種をふくんでいた。このうちロ), ハ) は13世紀にはしだいに消滅し、イ) の負担だけが軽減された形で残った。その結果、非自由人でありながら opus servile を負担しない者も現れ、「奴役」は身分標識として意義の大半を失う。しかし「奴役」の観念はその後も残り、やがて残存する農耕賦役はおしなべて「奴役」と見做され始める。ともあれ、11, 12世紀に集中的に現れる「奴役の免除」とは、opus servile がまだ現実に身分標識であったかぎりにおいて、まさに「奴僕身分からの解放」と同義でありえた。そして祭壇民が納付する人頭税が「自由(身分)のしるし」と認められた有力な根拠は、それが「奴役の銷却金」と観念されたためであった。<sup>54)</sup>

以上を要約するに——祭壇民が明示的に免除されたのは、連日(無休)賦役をはじめ3種の奴僕的賦役であり、賦役一般ではない。領主直営機構の解体という趨勢のもとで、多数の祭壇民がおしなべて賦役を負担しなかったとしても、それはあくまで de facto であり、de iure ではなかった。

のちに、領内(土着)祭壇民 *censuales residentes* の場合、荘属農 *coloni* 階層への混融が始まると、ごく自然な形で賦役義務を引受けるようになったのも、偶然ではない。

12世紀末にパッサウ司教座参事会 *Domkapitel* 領で、*<tributarii>* が多元的な生産物地代のほかに春秋二季に各2週間の農耕賦役を課せられているのは、示唆に富む。<sup>55)</sup> この例は、たまたま寄進帳と並んで地代帳 *Urbar* が伝存していた所領なので明みに出たが、実さいには他の所領にももっと類例があった、と推定してよい。ドランジェの分析によれば、11、12世紀の二季賦役は「奴役」ではなかったのだから、同じ時期の祭壇民がそれを負担していたとしても背理ではない。ところが、一般的な「地代形態の推転」をくぐり抜けて13世紀まで残った農耕賦役は、その種類の如何を問わず、今や新たに「奴役」と観念されるようになった。<sup>56)</sup> この変化は、どんなに軽微にもせよこの種の負担を義務づけられていた一部の祭壇民にとって、明らかに不利な岐れであった。ここにも祭壇民の地位が劣悪化する契機が伏在していた。

### 3) 封与からの自由

第3の特典には、「封与からの自由」、すなわち、封(知行) *feudum*, *Leh(e)n* の対象として処分されない権利、を特筆したい。およそ奴僕 *servi*, *mancipia* が売買、譲渡、寄進、交換などと並んで「封与」 *inbeneficiare* されること、つまり封の客体として土地との結びつきなしに単独で授受されることは、10~13世紀のドイツでは日常事であった。当時の法観念に従えば、封与されるか否かは奴僕と祭壇民とを区別する指標のひとつであり、<sup>57)</sup> 祭壇民を封の対象として授受するのは、「不正且ツ有り得ベカラザル (*iniustus et impossibilis*)」<sup>58)</sup> ことであつた。とくに奴僕=非自由人からの上昇分子が、祭壇民への昇格と同時に「向後決シテ封与サレナイ」旨の一札を保護領主から取りつけたその警戒ぶりも肯ける。<sup>59)</sup> 寄進覚書の中でこの不可譲特権だけを力説している例も多く、以て彼らの切実な危惧を察するに足りる。思うに、彼らは身柄の封与が奴僕身分 *servitus* への転落につながる危険を、

鋭敏に感じ取ったのであろう。この場合にも、祭壇民の封与にかんする禁止規定が幾度も更新された事実は、それが死文にすぎなかったことの確かな証拠であった。かくて封与された祭壇民は、保護聖人の擬制的な庇護（宗教的後光）を失って奴僕化し、新たな主人（領主）—— *Schutzherr* というより *Leibherr* ——の願使に委ねられることになる。

#### 4) 移住の自由

一般に領主制下の領民が所領から立去ることをえないという制限規定——いわゆる「土地緊縛」*glebae adscriptio* ——は、領民の全部に妥当するものではなく、祭壇民の場合は最もそうでない。<sup>61)</sup> 本来の保護領主に人頭税の納付を怠らぬかぎり何処に移り住んでも誰に仕えてもよい、<sup>62)</sup> とする特恵的条件は、祭壇民に固有な恩典とせねばならぬ。かような行動の自由をもつ祭壇民は、所領内に緊縛され領主の許可を得てのみ退去できる保有奴僕や非自由持分地農とは、鮮かな対照を成していた。この特権のおかげで祭壇民は、保護領主の所領の外に活動の新天地を求め、わけてもバイエルン（およびオーストリア諸邦）では植民・開拓の先鋒をつとめた。13世紀以降、領邦ザルツブルクに登場する〈*Freisaßen, freysatzzones*〉も、かような領外祭壇民 *cen-*  
*suales forenses* の地方的亜種と見られる。<sup>63)</sup>

彼らの若干は都市へ流入し、人頭税の不納、領主側の追及権の不行使に紛れて、事実上、祭壇民の地位から離脱できたであろう。また、より強力な保護を期待して別の（世俗）領主に進んで「托身」した者もいたであろう。しかしぜん純粹に人身的服属のきずなによって保護領主につながれている多数派分子は、13世紀以降、領外奴僕 *servi forenses* との実質的区別を失い、ひとしく〈*leibeigene*〉、〈*proprii de corpore*〉（体僕）と呼ばれる非自由人に転化して行った。すでに12世紀以降、ドイツの諸領主は、前世紀来の急速な人口増加への対応策として、保有奴僕 *servi manentes* にかんする土地緊縛規定を緩和し、一般祭壇民の慣行に倣って定額人頭税の納付を条件に領外への

移住を許可していたが、この *servi forenses* の制度が、今度は逆に *censuales forenses* の地位を引下げる主因になったのである。

他方、領内に居住する *censuales residentes* も、本人の要望によるのでないかぎり転々と配置替えを受けずに済むという意味で、同じく移住の自由を享有した。だが、その自由の幅ははるかに狭かった。というのも、12、13世紀以降、領主直営地の分解から生じた保有地片の取得を通じて、彼らは、土地保有農に徐々に同化し始めていたからである。彼らが納める人頭税は、宗教色の稀薄化、祭壇直納方式の廃止、他の賦課租にも波及し始めた金納化、などを背景に、土地賃租(最狭義の「地代」と)との区別をしないで失って行った。さらに、人頭税と地代とを一括納付する方式が導入され、両者の納入日も一本化されるとなれば、祭壇民人頭税の個性的特質は、もはや無きに等しい。

他面、領内祭壇民と保有奴僕 *servi manentes* との同化も進行した。前者は後者に準じて死亡税、フォークト諸貢租、領主臨課金を受容し、後者は直営地の縮廃に伴う賦役の廃止または銷却を通じて前者に接近した。かくて12、13世紀には出生身分の広汎な均準化を前提に、すぐれて職業身分的機能をもつ「荘属農」*coloni*, *Bauleute*の階層が本格的に確立し、領内(土着)祭壇民も基本的にはその中へ吸収されて行く。

(註)

- 1) マルク=ブロック、讚井鉄男訳、『歴史のための弁明』、昭和31年、145頁。
- 2) J.Grimm, Dt. Rechtsaltertümer, 4. A. 1899, I, S. 319 f., 417 ff.
- 3) R. W. Southern, The Making of the Middle Ages, 1952 (R. P. 1967), pp. 96-107.
- 4) MG. Cap. I. (=Capitularia regum Francorum 1, ed. A. Boretius, 1883), p. 145 (801-814).
- 5) H. Brunner, Dt. Rechtsgesch. I, 2. A. 1906, S. 345 ; Schroeder & Künßberg, Lehrbuch d. dt. Rechtsgesch., 7. A. 1932, S. 240 ff. ; H. Mitteis, Dt. Rechtsgesch. 2. A. S. 36 f. (世良晃志郎訳, 昭和29年, 79頁以下) ; H. Conrad, Dt. Rechtsgesch., I, 2. A. 1962, S.



- 115 ff., 296 ff.
- 6) Ph. Dollinger, *L'évolution des classes rurales en Bavière depuis la fin de l'époque carolingienne jusqu' au milieu du XIII<sup>e</sup> siècle*, 1949, p. 237 et suiv., p. 262.
- 7) e. g. R. Boutruche, *«Moyen Age», Rapports du IX<sup>e</sup> Congrès Intern. des Sciences Hist.*, 1950, p. 436; do., *Seigneurie et féodalité*, I, 1959, pp. 135-138.
- 8) 前註5)を参照。
- 9) K. Lamprecht, *Dt. Wirtschaftsleben im MA. I/2*, 1886, S. 1214 ff.
- 10) K. Th. v. Inama-Sternegg, *Dt. Wirtschaftsgesch. II*, 1891, S. 66.
- 11) G. v. Below, *Gesch. d. dt. Landwirtschaft d. MAs. in ihren Grundzügen*, 1937, S. 91 (堀米庸三訳, 『ドイツ中世農業史』, 昭和30年, 114頁); H. Pirenne, *Histoire économique et sociale du moyen âges*, 1933, nouv. éd. 1963, p. 55.
- 12) A. Dopsch, *Herrschaft u. Bauer in d. dt. Kaiserzeit*, 1939, Kap. II.
- 13) Dollinger, *op. cit.*, pp. 332-382.
- 14) Ch.-Ed. Perrin, *Le servage en France et en Allemagne*, *Relazioni del X Congresso Intern. di Scienze Storiche*, 1955, III, pp. 213-245.
- 15) 椽川一朗, 「農奴制の成立と農奴身分の問題」(2), 『史学雑誌』63編1号, 77頁以下。同, 「ベランくフランス・ドイツの農奴制」, 『歴史学研究』206号, 40頁以下。井上泰男, 「フランス領主制の基本的特質」, 『史学雑誌』, 65編1号, 37頁。
- 16) 引用史料の略号:  
 Trad. A. = Die Traditionen des Klosters Au, hrsg. v. J. Mayerhofer, 1880.  
 Trad. F. = Die Traditionen des Hochstifts Freising, hrsg. v. Th. Bitterauf, 2 Bde., 1905-09.  
 Trad. G. = Die Traditionen des Klosters Gars, hrsg. v. H. Grauert, 1880.  
 Trad. P. = Die Traditionen des Hochstifts Passau, hrsg. v. M. Heuwieser, 1930.  
 Urb. P. = Die Passauer Urbare, 2 Bde., hrsg. v. A. Maidhof, 1933-39.  
 Trad. T. = Die Traditionen des Klosters Tegernsee, hrsg. v. P. Acht, 1952.
- 17) <censuales> の訳語には, 「賃子人」(上原専祿, 『独逸中世の社会と経済』, 昭和24年, 216頁), 「賃借農」(椽川, 前註15), 「農奴制…」, 77頁以下), などあるが, 本文所論のごとくこの場合の語源となる <census> は地代とは峻別すべき人頭税なので, 同じ椽川氏による「人頭税納入民」(前註15), 「ベラン…」[40頁)

または「人頭税民」の訳が無難であろう。ただ、人頭税納入者が <censuales> だけに限らないこと、また *cerarii*, *luminarii* などの別名にこもる「野良の土の匂いならぬ抹香臭さ」(R. Boutruche, *Seigneurie et féodalité*, I, 1959, p. 129 n. 22)をも考慮して、「祭壇民」と仮訳した。なお、蠟を納める祭壇民を *cerocensuales*, *cerarii*, *Wachszinsige* (蠟貢納民, 聖蠟賃租人)と特称する。

- 18) R. Kötzschke, *Allg. Wirtschaftsgesch. d. MAs.*, 1924, S. 367 Anm. 1; v. Below, a. a. O., S. 91 (編者 Fr. Lütge の補註), 堀米, 前掲書, 116 頁。同義語として最も普通には、貢租 *tributum* 負担者を意味する *tributarii*, 崩れた語形で *censuarii*, *censatii*, *censores*, 人頭税納付の義務を強調して *capitecensi*, 人頭税が祭壇の燈明代に充てられるところから *luminarii*, 保護聖人の庇護に浴すると観念されて *sanctuarii* (*sainteurs*), 現身の聖界領主の保護支配権 *munt*, *mundium* に服する点を捉えて *mundiales*, *mundiliones*, *mundilingi*, など。
- 19) Trad. T. Nr. 34(1034-41).
- 20) Trad. Fr. II, Nr. 1566 a(1188), Nr. 1570 b(1196-99), Nr. 1594 b(1232).
- 21) Trad. P. Nr. 1105(1190-1204): <… , quod Gisela et soror eius Totila et omnis illarum parentela sunt censuales b. Stephani prothomartiris ad census 5 den. … et Uvalbrun et Adelheidis eadem ratione lege videlicet conditionis censuales sunt, …>; Trad. T. Nr. 219(1127-47): <… , ut … eandem delegavit ad altare predicti martyris … conditione legitime censualis. >
- 22) Trad. Fr. II, Nr. 1434(1031-39): <… ; postquam fuerint coniugo copulati et remota contradictione omnium hominum, lege censualium liberi existnt, …>; Trad. T. Nr. 391 (1206-17) : <… Ne igitur quisquam ius, quod legitime censualibus statutum est , eis presmat infringere, …>; その他, Trad. Fr. II, Nr. 1540 a (1138-47), Nr. 1780 c(c. 1187- 1200), Nr. 1778 d(c. 1185- 91).
- 23) Trad. T. Nr. 252(1147): <… Insuper de servis et de ancillis censualiter pro 5 den. eidem martyri persolvendis contradidit Sigehardum …>.
- 24) 後段 12 頁以下を参照。
- 25) Trad. St. Emmeram …, Nr. 792(1135); cf. Dollinger, p. 237 n. 117.
- 26) 例えば、祭壇民の身分規定の問題を回避し、「自由か半自由か非自由かに係わりなく、人格的賦課租または賃租を納めるすべての者」と定義する Haberker n & Wallach, *HilfsWb. f. Historiker*, 2. A. 1964, S. 100.
- 27) <… , easdem ancillas liberas dimisit et ab omni iugo servitutis ab

- soluivit, …). 次いで, Nr. 1315 a(955-77) も実容だけは整っている。
- 28) Trad. Fr. II, Nr. 1649 a (c. 1078-85).
- 29) Trad. P. Nr. 105 (1013-45).
- 30) Trad. Fr. Nr. II, Nr. 1441 a, b, k, m, n (c. 1024-39), h (1022-39).
- 31) Trad. Fr. Nr. II, Nr. 1755 e (1138-58).
- 32) Trad. T. Nr. 226 (1127-47) : <…Idem vero Nortpertus [=delegator] hanc [=ancillam] fideliter *censualium conditione* delegavit …taliter, si tribus annis persolvere neglexerit, quarto redimat, si non, *servilem conditionem* subeat.> ; Nr. 272 (1149-55) : <… qualiter Gotefridus …Odalricum …a *servili conditione in ius censualium* 5 den, … indissolubiter obtinuit.>
- 33) H. Klein, Die bäuerlichen Eigenleute d. Erzstiftes Salzburg im späteren MA., 1933/34, wieder in : Ges. Aufsätze, 1965, S. 145 f.
- 34) 祭壇民の <census> が人頭税である証拠。Trad. Fr. II, Nr. 1496 a, c, d, e (1078-1104) はいずれも金子 5 den. を祭壇に奉納する義務を規定している。e はこの賦課租の性格を「人頭税」*capitalis census*と明記し, bはその納入者を「人頭税民」*capiticenses*と呼んでいる。Nr. 1549 e(1148-58) : <… *censuales se fecerunt…sub tributo* 5 den. …*singulis annis de singulis capitibus solvendorum*…>; Geisenfelder Urbar (13世紀中葉, cf. Dollinger, p. 495 § 10) : <…*quidam homines censales*…*quorum quilibet masculus pro censu persone sue solvit* 30 den.,…>.
- 35) v. Inama-Sternegg, a. a. O., S. 66; J. Kulischer, Allg. Wirtschaftsgesch. I, 1928, S 121 ; 鈴木成高, 『封建社会の研究』, 昭和23年, 372 頁。いわゆる「農奴身分」*servage*に固有な負担と考えた M. Bloch の周知の見解 (Les *colliberti*), 19 28) もこれに準ずる。
- 36) 第1群 : Trad. A. Nr. 56(1165-74) : <… de reliquo iure *servorum tractentur*.>; Nr. 90(1157) : <… *servili operi se addictos cognoscerent*.>; Nr. 139 & 146 (1165-74) : <… *proprietatis iure teneantur*.>; Trad. G. Nr. 21(c. 1130-40) : <… *servi sint predicti altaris*.>; Trad. T. Nr. 48 (1042-46) : <… *omni servili conditioni deinceps subiaceat*.>; Nr. 197 (1127-47) : <… *quarto [anno] subpleant aut serviliter serviant*.> 第2群 : Trad. A. Nr. 13(c. 1150) : <… *propria sit servili iure*.>; Nr. 62(1165-74) : <… *proprius esset eisdem altaris servus*.>; Nr. 63(1124) : <… *prebendarii eorundum fratrum deinceps absque omni contradictione permaneant*.>; Nr. 168(1190-93) : <… *continuum aecclesiae exhibent servicium*.>; Trad. T. Nr. 155(1121-26) : <*cottidianae servituti subiaceat*.>; Trad. Fr. Nr. 1441 m(c. 1024-39) : <… *eidem altari servus pre-*

- bendarius deserviret. >; Nr. 1501 c(1091-98): <…, eiusdem altaris proprii existant. >
- 37) たとえば, Passau司教座聖堂——St. Stephanus(12月26日), Tegernsee修道院——St. Quirinus(3月24日, 但しザルツブルク大司教区だけの特例)。
- 38) Ch.-Ed. Perrin, Recherches sur la seigneurie rurale en Lorraine…, 1935, p. 151 & p. 661; do., Le grand domaine en Allemagne, Recueil de la Société Jean Bodin, IV: Le domaine, 1949, p. 130 n. 1; do., Le servage…, p. 237. 祭壇への直属を示す文言の例: Trad. T. Nr. 194(1127): <…illic delegavit, ut in perpetuum eiusdem altaris tributarii essent, …>
- 39) Perrin, Recherches, p. 149 n. 3.
- 40) Ibid. p. 151 n. 3. cf. K. Lamprecht, Dt. Wirtschaftsleben im MA. I/2, S. 1215.
- 41) Ibid. S. 1214.
- 42) Perrin, Recherches, p. 151 n. 3.
- 43) 以下, Dollinger, p. 349 et suiv.
- 44) Trad. Fr. II, Nr. 1484 b (1078-91): <…; sed si duos annos neglexerint, in tercio emendent et hoc per manum Eckardi advocati sub his testibus nobilibus :…>
- 45) Trad. P. Nr. 99(1013-45). 後代の典型的な例: Trad. A. Nr. 143(ante 1182): <…; ut tutiores sub protectione advocati loci predicti Owensis videlicet defensae sedeant. >
- 46) Dollinger, p. 377 n. 225 & n. 227.
- 47) Trad. A. Nr. 174(1190-93).
- 48) Trad. P. Nr. 100(1013-45): <…; ceterum ubicunque sibi placeat sub patrocinio eiusdem ecclesiae advocati libere vitam ducant. >
- 49) Trad. Fr. II, Nr. 1797 e(c. 1227-41): <…Isti sunt censuales ecclesie s. Marie…:…et ipsorum advocatus nemo erit nisi episcopus eiusdem ecclesie. > 此処での <advocatus> は「守護者」という原義。Nr. 1798 a(c. 1241) は, 十数人の男女を列挙し, 最後の一家族についてのみ特例として <absque omni advocatia> と記載。
- 50) Perrin, Le servage. p. 241; K. Bosl, Art. <Hörigkeit>, SachWb. zur dt. Gesch., hrsg. v. Rössler & Franz, 1958, S. 429; do., Freiheit u. Unfreiheit, S. 291; なお, G. Duby, L'économie rurale et la vie des campagnes dans l'Occident médiéval, II, 1962, p. 408 & 449もこれに準ずる。
- 51) K. A. Georges, Lat.-dt. HandWb. II, Sp. 2632-33; H. G. Gengler, Germ. Rechtsdenkmäler, 1875, S. 900.

- 52) 類例。Trad. Fr. II, Nr. 1504(1104-22); Nr. 1550 b(1158-80); Nr. 1649 (c. 1078-85); Salzburger UB. I. S. 786 Nr. 36(1121-40) には〈…liberavit…de servili servicio〉とある。
- 53) Dollinger, pp. 213- 216.
- 54) Ibid. p. 213.
- 55) Urb. P. II, S. 76 : Hoinhart 所在の hovesaccha (= Meierhof, 莊園庁) にかんする記事: 〈Tributarii ibi sunt 4, qui dant 3½ carrad. cervisie et …; Operantur in Maio 2 ebdomadas et 2 in autumnno.〉
- 56) Dollinger, p. 216.
- 57) Trad. T. Nr. 300(1157-63): 〈…; ut post obitum fidelis nostri Erchenderti, qui ea [=mancipia] in beneficio habebat, nulli amodo in beneficium tradantur, …〉; Nr. 333(1173-80); Nr. 414(1217-42).
- 58) Trad. St. Emmeram 120, S. 135(1132): 〈…; quod nunquam inbeneficiandi essent iuxta legem censualium, nec erant inbeneficiati, eo quod esset iniustum et impossibile.〉
- 59) Trad. T. Nr. 287(1155-57); Nr. 391 & 392(1206-17).
- 60) この場合の受封者をドラランジェは領外者 étranger に限定しているが (op. cit., p. 368), 奴僕の封与の場合と同じく, 領内者 (例えば家人<sup>ケニシ</sup>) でも一向に構わない。
- 61) G. Waitz, Dt. Verfassungsgesch. V, 2. A. 1893, S. 213.
- 62) Trad. P. Nr. 108(1013-45) (本文 12 頁参照); Nr. 98(1013-45): 〈…et cuicumque velint procul omni servili districtione libere ministrent.〉 (…一切ノ奴僕的制限ナシニ好キナ者ニ自由ニ奉仕シテヨイ)。Nr. 95, 99, 105 (1013-45).
- 63) H. Klein, Die Salzburger Freisaßen, Vorträge u. Forschungen, II, 1955, S. 78-87.